

保護者の皆様へ

減免申請書の提出について

日頃より学童保育事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、令和 6 年 1 1 月 2 5 日(月)より、令和 7 年度入所申請の受付を開始します。現在、学童保育所に在籍している児童の申請は、一次申請期間に限り、在籍している学童保育所でも書類をご提出いただけます(申請の受付期間の詳細については「令和 7 年度東久留米市学童保育所入所案内」をご覧ください)。

学童保育所の入所にあたっては、ご家庭の課税状況に応じて学童保育所費の減免が利用できます。学童保育所費の減免をご希望される場合は、別途減免申請書および、ご家庭の状況に応じてその状況を確認するための添付書類の提出が必要です。提出の際には、以下の説明を参照し書類の準備および提出をしていただけますよう、お願いいたします。

●学童保育所費の減免を受けることができる世帯と減免後の学童保育所費

	1 人あたりの保育所費 (単位: 円)		
	在籍 1 人目	在籍 2 人目	在籍 3 人目以降
生活保護世帯	免除	免除	免除
市民税非課税世帯	免除	免除	免除
市民税均等割のみの課税世帯	2, 200	1, 100	免除
課税世帯	6, 600	3, 300	免除

●減免申請時に必要な書類

- ・生活保護世帯……………生活保護受給証明書
- ・市民税非課税世帯……………保護者世帯全員の令和 6 年度住民税非課税証明書(証明内容は令和 5 年の収入による)
- ・市民税均等割のみの課税世帯…保護者世帯全員の令和 6 年度住民税課税証明書(証明内容は令和 5 年の収入による)
- ・同一世帯で 2 人以上入所……………特に書類は必要ありません

●延長育成料について 延長育成を利用する場合は、上記学童保育所費の他、別途延長育成料がかかります。なお、延長育成を利用する場合は、別途申請が必要となり、減免申請も同様となります。(入所決定時に詳細をお知らせいたします。)

月額 2, 0 0 0 円、日額 4 0 0 円から、減免申請により下記の金額になります。

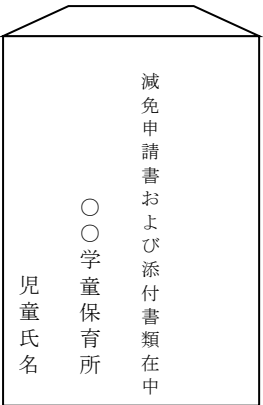
区 分	減免後の児童 1 人当たりの延長育成料		
	1 人目	2 人目	3 人目以降
生活保護世帯	免除	免除	免除
市民税非課税世帯	免除	免除	免除
市民税均等割額のみ課税世帯	月額 6 6 0 円 日額 1 3 0 円	月額 3 3 0 円 日額 6 0 円	免除
上記以外の課税世帯	月額 2, 0 0 0 円 日額 4 0 0 円	月額 1, 0 0 0 円 日額 2 0 0 円	免除

●提出方法: 市役所児童青少年課窓口(東久留米市役所 2 階)に提出してください。

在籍児童は在籍している学童保育所に提出できます(一次申請期間中のみ)。

※学童保育所に提出される場合は、お手持ちの封筒に必要な書類を入れて、封をしてご提出ください。

例



【注意】※封筒に減免申請書および添付書類を入れる
※封をする
※表に「減免申請書および添付書類在中」
「申請する学童保育所」
「申請児童氏名」を必ず記載する

お問い合わせ
東久留米市子ども家庭部児童青少年課児童青少年係
連絡先: 0 4 2 - 4 7 0 - 7 7 3 5 (直通)